

<地域密着型サービス（在宅）量の見込み>

- 平成 23 年度の地域密着型サービス（在宅）量は、平成 19 年度と比較した場合に夜間対応型訪問介護で約 6.17 倍へと大幅に増加することが見込まれます。

	平成 19 年度 A	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 B	対 19 年度比 B/A
夜間対応型訪問介護（人/年）	6,146	23,553	30,419	37,918	6.17
認知症対応型通所介護（回/年）	895,851	1,030,380	1,111,057	1,176,259	1.31
小規模多機能型居宅介護（人/年）	3,712	14,979	24,646	33,209	8.95

<施設・介護専用居住系サービス利用者数の見込み（都合計）>

- 施設・介護専用居住系サービスは、平成 26 年度の高齢者像を念頭に、適切な利用者を見込んでいます。平成 23 年度の施設・介護専用居住系サービス利用者数は、平成 19 年度と比較した場合に、介護老人福祉施設で約 1.16 倍へと増加することが見込まれます。

（単位：人）

	平成19年度 A	平成21年度	平成22年度	平成23年度 B	平成26年度	対19年度比 B/A
施設サービス利用者数	62,105	65,560	67,581	69,915	72,623	-
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む)	34,636	36,833	38,213	40,084	44,692	1.16
介護老人保健施設	18,038	19,769	20,918	22,113	27,931	1.23
介護療養型医療施設	9,431	8,868	8,187	7,156	0	0.76
介護専用居住系サービス利用者数	23,742	30,419	33,885	36,927	41,815	-
認知症対応型共同生活介護	4,912	6,084	7,037	7,883	9,101	1.60
特定施設入居者生活介護(介護専用型) (地域密着型特定施設入居者生活介護を含む)	747	1,459	1,905	2,329	3,029	3.12
特定施設入居者生活介護(混合型) (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)	18,083	22,876	24,943	26,715	29,685	-
合計	85,847	95,979	101,466	106,842	114,438	-

<地域密着型サービス（施設・居住系）利用者数の見込み>

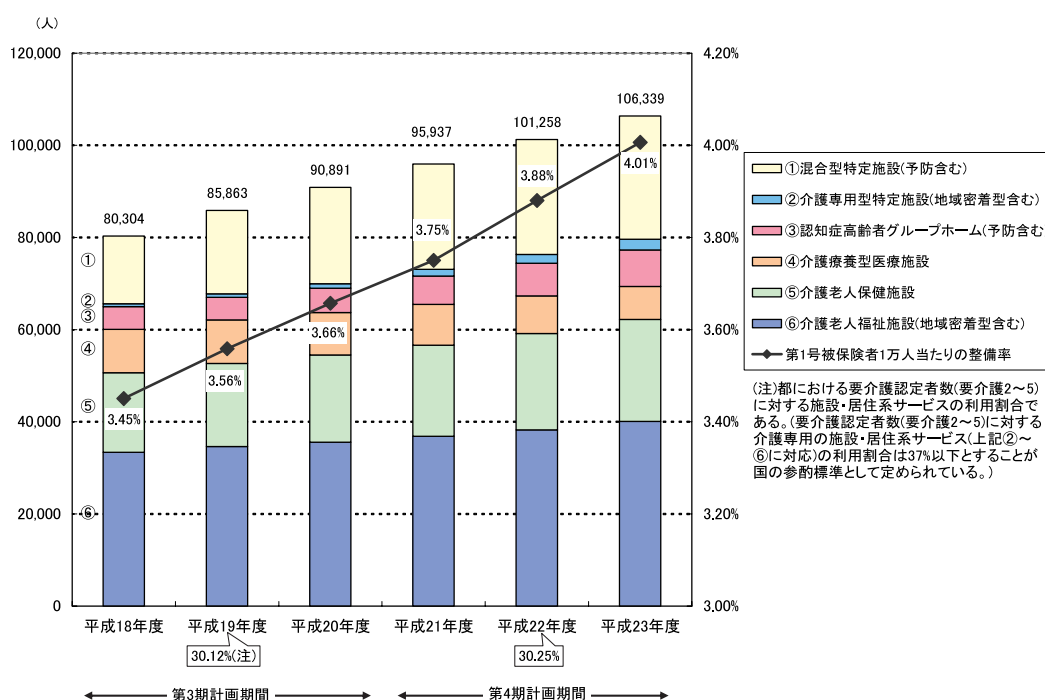
- 平成 23 年度の地域密着型サービス（施設・居住系）利用者数は、平成 19 年度と比較した場合に、認知症対応型共同生活介護で約 1.60 倍へと増加することが見込まれます。

(単位：人)

	平成 19 年度 A	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 B	対 19 年度比 B/A
地域密着型介護老人福祉施設	20	108	241	513	25.65
認知症対応型共同生活介護	4,912	6,084	7,037	7,883	1.60
地域密着型特定施設入居者生活介護	36	123	160	191	5.31

<施設・居住系サービス利用者数の実績及び見込み(平成 18~23 年度)>

介護専用の施設・居住系サービスは高齢者人口の増加に対応し着実に整備が進みます。
 混合型特定施設も着実に整備が進む見通しです。



資料：都内各区市町村が第4期介護保険事業計画策定のために推計した見込み値の集計(平成 21 年 2 月集計)

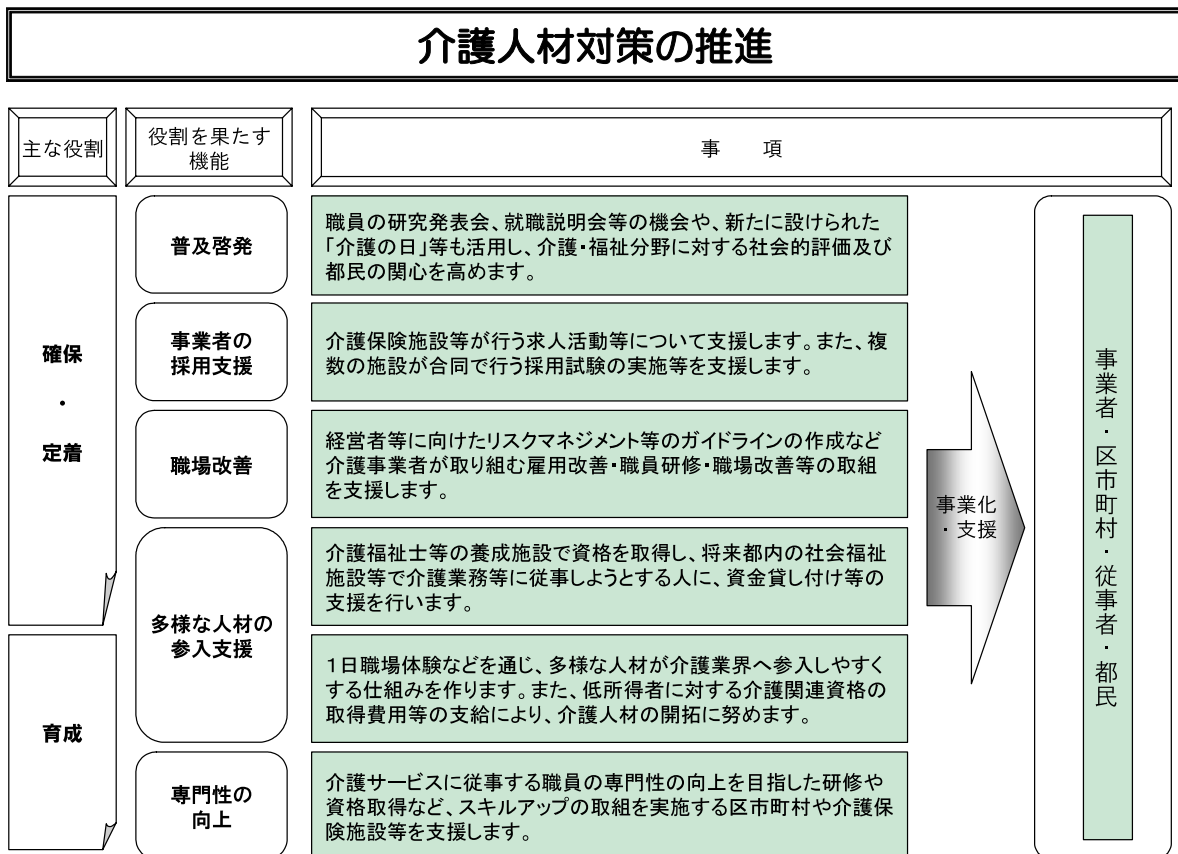
<介護保険施設等の必要入所(利用)定員総数(東京都合計)>

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	36,833	38,213	40,084
介護老人保健施設	19,769	20,918	22,113
介護療養型医療施設	7,400	6,885	6,225
介護専用型特定施設	4,310	4,310	4,310
混合型特定施設			24,734

第2節 介護人材対策の推進（P. 161～）

- 介護人材の安定した確保・定着及び育成に向け、普及啓発、事業者の採用支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、総合的な取組を進め、平成23年度までに都内で8,400人の育成・確保を支援します。
- 認知症ケアなどの専門性の向上に向けた人材育成を積極的に支援していきます。



第3節 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの設立（P. 179～）

- これまでの東京都老人医療センターと東京都老人総合研究所を一体化させ、地方独立行政法人として、高齢者を取り巻く種々の課題を解決し、大都市東京に相応しい高齢者医療の確立、高齢者の健康保持及び疾病・介護予防等に寄与する「東京都健康長寿医療センター」を設立します。

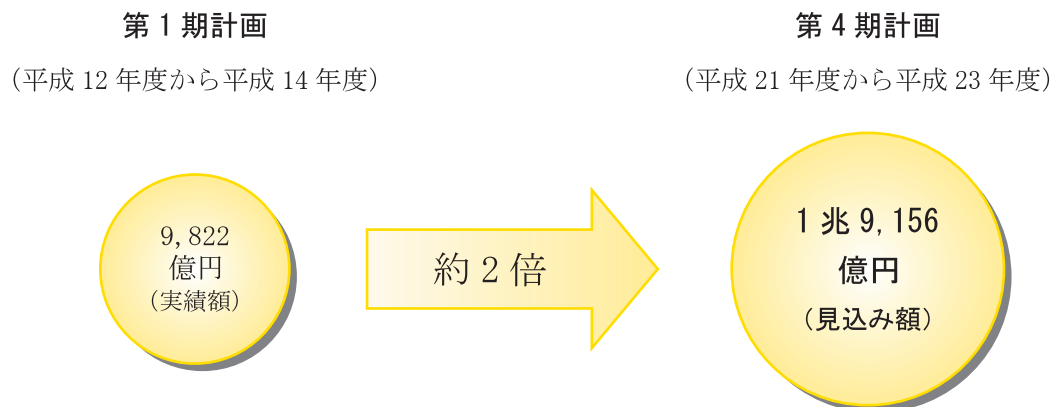
第3章 介護保険制度の円滑・適正な運営（P. 181～）

第1節 介護保険制度の円滑な運営（P. 183～）

- 東京都は、区市町村に対し、介護保険事業計画の策定に当たり必要な助言や支援を行うとともに、区市町村の介護保険財政に不均衡が生じた際に、資金の交付又は貸付を行う仕組みである財政安定化基金を設置するなど、制度の円滑な運営のための支援をしていきます。
- 地域支援事業について、区市町村における進捗状況を踏まえ、円滑に実施できるよう財政面から支援していきます。

<東京都の保険給付費>

- 介護保険制度がスタートしてから一貫して増加し続けています。



第2節 介護保険制度の適正な運営（P. 193～）

- 東京都は、区市町村と一体となって、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化など介護給付適正化の取組を推進します。
- ルールに従って適正にサービスが提供されるよう、サービス提供事業者や施設に対し、人員・設備等の審査を行い、事業者の指定をしていきます。また、指導検査等を通じ、事業者に対して必要な支援や指導を行います。
- 「介護サービス情報の公表制度」の普及・定着に努めるとともに、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を勧め、利用者のサービスの選択の支援とサービスの質の向上に努めていきます。

第4章 多様な社会参加の促進（P. 203～）

第1節 就労・起業の支援（P. 205～）

- 就労を希望する高齢者の就業相談、能力開発や、起業を志す高齢者の創業の場の提供などに取り組んでいきます。

第2節 社会活動への参加の支援（P. 211～）

- 介護を必要とする高齢者は、社会全体で支えていく必要があります。一方、多くの高齢者は元気であることから、多様な分野で社会参加することにより、「支えられる存在」から「社会を活性化する存在」へと高齢者像を一新し、広く都民に発信していきます。
- こうした意欲的な高齢者を「地域社会を支える担い手」と位置付け、豊かな知識・技術・経験を活かしながら、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備していきます。

<区市町村における取組>

地域活動15：足立区

団塊世代の地域回帰推進事業（P. 218）

～（写真）ワークショップで夢の実現スキルを

学ぶ団塊講座受講生たち～



第3節 福祉のまちづくりの推進（P. 219～）

- 東京都は「福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）の施行を通じて、福祉のまちづくりを支援していきます。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指します。

第4部 施策一覧（P. 223～）

第5部 資料（P. 235～）



TOKYO 2016
CANDIDATE CITY™



日本だから、できる。
あたらしいオリンピック・パラリンピック！

東京都高齢者保健福祉計画 平成21年度～平成23年度〔概要〕

登録番号 (20) 407

平成21年3月 発行

編集・発行 東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4565(直) FAX 03(5388)1395
ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>

印刷 株式会社 核印
〒112-0014 東京都文京区関口一丁目28番12号
電話 03(5292)5570